

平成29年 第3回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

平成29年 第3回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成29年3月30日(木) 午後1時31分 閉 会 平成29年3月30日(木) 午後2時22分					
場 所	共和町役場 2階 大会議室					
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄	出席	11	高 橋 正 志	出席
	2	長 門 強	出席	12	水 戸 政 春	出席
	3	天 坂 左太雄	出席	13	小 野 公 志	出席
	4	菊 池 利 昌	出席	14	北 井 清 春	出席
	5	西 本 峯 雄	出席	15	森 孝 之	出席
	6	森 下 昭 夫	出席	16	石 田 吉 光	欠席
	7	岡 田 政 則	出席	17	川 上 芳 浩	出席
	8	澤 田 邦 子	出席	18	上 川 洋 一	出席
	9	澤 田 博 人	出席	19	菱 沼 昇	出席
10	浦 口 義 之	出席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	原 子 富 行	出席	農地係	高 松 大 輝	出席
	農地係長	堤 秀 人	出席			
議 事 録 署名委員	3 番 天 坂 左太雄 委員			14 番 北 井 清 春 委員		
日 程	順 序 及 び 件 名					
第 1	議事録署名委員の指名について					
第 2	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について					
第 3	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
第 4	報告第3号 農地あっせんについて					
第 5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について					
第 6	議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について					
第 7	追加 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について					

(午後 1 時 3 1 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 2 9 年第 3 回共和町農業委員会総会を開催致します。

1 6 番 石田委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、2 0 名中 1 9 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

通知告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、3 番 天坂委員、1 4 番 北井委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。

○事務局

今月の報告は 3 件です。

(報告第 1 号を朗読)

3 番については、農業関係者が保有する議決権の割合は 7 5 % で過半であるため、構成員要件を満たしております。

報告者については全件、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全ての要件を満たしているためと認めますので、報告します。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告についての報告を終わります。

◎日程第 3 報告第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

○議長

次に、日程第 3 報告第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○事務局

今回の報告は 1 件です。

(報告第 2 号を朗読)

こちらは解約後、別の方とのあっせん売買へ移行しております。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。
以上で、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を終わります。

◎日程第4 報告第3号 農地あっせんについて

○議長 次に、日程第4 報告第3号 農地あっせんについて、事務局より報告願います。

○事務局 今回のあっせん報告は、6件です。
(報告第3号を朗読)

3番については、法人から元の所有者へ売り戻す形となっており、元々法人が買い入れた際の金額をベースとしたため、あっせん標準価格が若干高めになっております。

○議長 報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。
以上で、農地あっせんについての報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長 次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の申請は、売買が3件と贈与が4件です。
(議案第1号、議案書を朗読)

5番と6番についてですが、A氏名義の農地については、相続人が相続放棄しており、抵当権などの登記もあることから、手をかけられない状況でした。

しかし、このたびこの土地の一部が、原発の避難道として北海道で整備中の泊共和道路の用地買収の対象となったことから、相続財産管理人として裁判所からB法律事務所の弁護士が選任されまして、A氏名義の全財産を処分すべく、本案件の農地について、無償で引き受けてくれる農業者がいないか事務局へ相談があったものです。

そのため、地区担当の農業委員に地域の中で調整いただいた結果、水田についてはC氏に受けていただくことになり、畑についてはD氏の圃場の一角であることから、D氏への贈与となったものです。

申請内容については全件、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件の全ての要件を満たすため、許可相当と考えます。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長 次に、日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回は、売買が8件と貸借が26件です。
(議案第2号、議案書を朗読)

計画要請の内容は全件、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。

○議長 利用権設定各筆明細の11番は、高橋委員に関する件でございます。農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。

(高橋委員 退席)

○議長 それでは、利用権設定各筆明細の11番についてのみ、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

高橋委員は着席願います。

(高橋委員 入室)

○議長 高橋委員の案件については、原案のとおり可決致しました。

(高橋委員 着席)

○議長 次に、利用権設定各筆明細の17番、18番は、上川委員に関する件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。

(上川委員 退席)

○議長 それでは、利用権設定各筆明細の17番、18番についてのみ、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

上川委員は着席願います。

- (上川委員 入室)
- 議長 上川委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
- (上川委員 着席)
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細の11番、17番、18番を除く全件について、ご質疑を受けます。
- (「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
- これより、採決致します。
- 原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第7 追加議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

- 議長 次に、日程第7 追加議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。
- 事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 農用地利用集積計画案については、先般行われた共和町農地流動化推進協議会で審査の上、作成されたところです。
- 今回は、売買が1件と貸借が2件になります。
- (追加議案第3号、議案書を朗読)
- 所有権移転各筆明細の追加の1番の譲受人は、認定農業者であるE氏の後継者になります。このたび後継者のF氏の名義で譲り受けたいとの希望がありまして、近日中に経営移譲を予定していないことから、家族経営協定をE氏とF氏の間で締結したうえであっせん売買を行いました。認定農業者の共同申請についても手続を進めているところです。
- 利用権設定各筆明細の1番と2番の借主については、2件共岩内町の認定農業者になります。
- 計画の内容は全件、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。
- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
- (「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
- これより、採決致します。
- 原案のとおり、決定して異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

◎閉会宣言

- 議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了致しました。これにて、平成29年第3回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 2 2 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成29年 3 月 3 0 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 3 番 天 坂 左太雄 印

議事録署名委員 1 4 番 北 井 清 春 印